

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・科学と医療の技術融合による新市場・産業の創出をサポートします。
- ・社会的意義のある新たな価値を創造し、未来づくりに貢献します。

b. 専門人材マッチング

専門技術サービス員が定められた周期での整備、消耗品の交換・清掃等、定期的な点検を行う事で、突発的な故障・不具合を未然に防ぎお客様の機器の安全と能力を保持します。

c. グリーン化の取組

グリーンイノベーションによる、再生可能エネルギーの創出や省エネ化への技術革新、資源の確保と有効利用、産業の環境負荷低減に向けた技術革新を支援し、低炭素型・循環型・自然共生型など、環境負荷の小さな社会の形成に貢献します。

d. 健康経営に関する取組

次世代の医薬品や医療機器、未来の健康用品や機能性食品などの研究開発を支援し、研究開発に関する情報、ハードやソフト等を提供します。また、ライフイノベーションによる新たな産業の創出と、高齢化社会への対応、健康の増進や質の向上を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

当社は下請代金の現金支払いを基本方針としております。今後も、同方針に基づき現金による下請代金の支払いを推進します。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年11月25日

アズサイエンス株式会社

代表取締役社長

鈴木 孝

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。